

BVS・CS部門上進時期の変更に伴う教育規程の改正について

プログラム委員会

現在、プログラム委員会では、各部門のプログラムの見直しを検討しております。

(※注1 見直しの全体像と作業スケジュールは、裏面をご参照ください。)

委員会での検討の結果、BVS・CS部門のプログラム見直しの中で、上進時期を変更することとし、スカウト教育推進会議の検討を経て、理事会に上程することが承認されましたので、今回、教育規程1-10の改正(理事会の要承認事項)を以下の通り提案いたします。

1. 教育規程1-10※「教育の区分と対象」の改正について

現 行	<p>本運動における教育の区分と教育を受ける対象は、次のとおりとする。</p> <p>(1)ビーバースカウトは、小学校入学直前の1月から小学校2年生までの児童とする。ただし、団として対応ができる隊は、小学校入学前の9月から小学校2年生までの児童を対象とすることができる。</p> <p>(2)カブスカウトは、小学校2年生の9月から小学校5年生までの少年とする。</p> <p>(3)ボーイスカウトは、小学校5年生の9月から中学校3年生までの少年とする。</p> <p>(4)ベンチャースカウトは、中学校3年生の9月から18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの青年とする。</p> <p>(5)ローバースカウトは、18歳以上、25歳以下の青年とする。</p>
改 正 案	<p>本運動における教育の区分と教育を受ける対象は、次のとおりとする。</p> <p>(1)ビーバースカウトは、小学校1年生から小学校2年生までの児童とする。ただし、団として対応ができる隊は、小学校入学前の1月から3月までの児童を仮入隊として対象とすることができる。</p> <p>(2)カブスカウトは、小学校3年生から小学校5年生までの少年とする。</p> <p>(3)ボーイスカウトは、小学校6年生から中学校3年生までの少年とする。</p> <p>(4)ベンチャースカウトは、中学校3年生の9月から18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの青年とする。</p> <p>(5)ローバースカウトは、18歳以上、25歳以下の青年とする。</p> <p>ただし、カブスカウトおよびボーイスカウトについては、対応ができる団にあっては、当該学年の7ヶ月前より対象とすることができる。</p>
改 正 点	<p>BVSの入隊時期を小学1年生4月とする。CSへの上進を小学3年生4月とする。</p> <p>BSへの上進を小学6年生4月とする。</p> <p>BVSの仮入隊9月以降を1月以降に変更する。</p>
改 正 の 趣 旨	<p>平成2年の教育規程改正に伴い、CS部門の上進時期は、以前の該当する学年の4月以降から半年前の9月からに変更となった。BVS部門は平成6年の教育規程改正により、入隊時期が小学校入学前の1月から9月(団として対応できる隊)に変更となった。</p> <p>本来、ビーバー部門、カブ部門は学年進級が基本である。小学校における学年区分は児童の発達心理学に合せて、低学年(小学校1年から2年生)、中学年(3年生から4年生)、高学年(5年生から6年生)と区分している。発達心理における発達とは、身体・認知・感情・言語・社会・道徳性であり、この点から見ても、上記、児童期の3区分を照し合せても、中学年以上が、カブ活動に適合していると考察される。カブ部門の進歩課目(修得課目)は、当該年代の少年が、学年に応じて身に付けてほしい課目、さらに修得が可能な課目を設定している。</p> <p>上記理由から、上進時期を該当する学年の4月とする。</p>

2. 改正教育規定1-10の施行時期

公布：平成26年4月1日 施行：平成27年4月1日

<備考>

- 教育規程1-10改正を前提に、関連規程の改正およびCS部門のプログラムにおける「月の輪の課程の新設」および「カブ部門のステップ章の完修章化」に伴う教育規程の改正が、2月スカウト教育推進会議にて「別紙」の通り承認。

公布：平成26年4月1日 施行：平成27年4月1日

- 今回、規程改正をしていないCS部門のうさぎ、しか、くまの修得課目、BS部門の初級章(=月の輪課目)の改正を検討中であり、上記規程改正の施行と同時に実施できるよう規程改正に取り組んでいる。

年代別特性を考慮した各部門の総体的な見直しスケジュール案

時期 部門	2012年(H24) 3月4月 16NJ	2013年(H25) 3月4月 16NJ	2014年(H26) 3月4月 23WSJ	2015年(H27) 3月4月 12NA	2016年(H28) 3月4月 17NJ	2017年(H29) 3月4月 17NJ	2018年(H30) 3月4月 17NJ
BVS部門 CS部門	年代別特性を考慮した各部門の総体的な見直し(検討期間)						
	VS・CS上進時期の変更 他 検討 (月ノ輪新設、ステップ草の完修草)						
	12月 BVS・CS上進時期の変更に伴う教育規程の改定を						
	12月 CS修得課目の検討 公示期間 改定実施						
BS部門 VS部門	9月 BS・VS進歩制度の検討(タスクチーム) 進歩の一貫性(初級～富士)						
	技能章細目の検討 改定実施						
	新規実施						
RS部門	12月 英国エディンバラ公国際アワード 導入検討						
	12月 ローバー部門の在り方 検討(タスクチーム) ローバースカウトハンドブック提供、ローバー認識章設定、ローバーセミナー開催 他						
プログラム 委員長 期	2012年(H24) 1期						
	2013年(H25) 2期 2014年(H26) 3期 2015年(H27) 3期 2016年(H28) 3期 2017年(H29) 3期 2018年(H30) 新1期						

教育規程1-10改正に伴う関連規程およびCS部門プログラムの一部改正について(2月教育推進会議で承認、3月理事会へ報告)

条文	現行	改正	改正内容
----	----	----	------

1-10※ (理事承認事項)	教育の区分と対象 本運動における教育の区分と教育を受ける対象は、次のとおりとする。 (1)ビーバースカウトは、小学校入学直前の1月から小学校2年生までの児童とする。ただし、団として対応ができる際は、小学校入学前の9月から小学校2年生までの児童を対象とすることができる。 (2)カブスカウトは、小学校2年生の9月から小学校5年生までの少年とする。 (3)ボーイスカウトは、小学校5年生の9月から中学校3年生までの少年とする。 (4)ベンチャースカウトは、中学校3年生の9月から18歳に達する日以後の3月31日までの青年とする。 (5)ローバースカウトは、18歳以上、25歳以下の青年とする。	教育の区分と対象 本運動における教育の区分と教育を受ける対象は、次のとおりとする。 (1)ビーバースカウトは、小学校1年生から小学校2年生までの児童とする。ただし、団として対応ができる際は、小学校入学前の1月から3月までの児童を仮入隊として対象とすることができる。 (2)カブスカウトは、小学校3年生から小学校5年生までの少年とする。 (3)ボーイスカウトは、小学校6年生から中学校3年生までの少年とする。 (4)ベンチャースカウトは、中学校3年生の9月から18歳に達する日以後の3月31日までの青年とする。 (5)ローバースカウトは、18歳以上、25歳以下の青年とする。ただし、カブスカウトおよびボーイスカウトについては、対応ができる団にあっては、当該学年の7ヶ月前より対象とすることができる。	BVSの入隊時期を小学1年生4月とする。 CSへの上進時期を小学3年生4月とする。 BSへの上進時期を小学6年生4月とする。 BVSの仮入隊を9月以降に変更する。
-------------------	--	--	--

※教育規程1-10改正承認を前提に、関連規程およびCS部門プログラムの一部改正が平成26年2月スカウト教育推進会議にて承認された。
赤字は現行規程と変更している箇所を示します。

3-26	ビーバースカウト上進 ビーバースカウトは、小学校2年生9月以降カブ隊に上進する。ただし、小学校2年生を修了するまでのビーバースカウトは、ビーバースカウトに上進することができる。 カブスカウト上進 カブスカウトは、小学校5年生9月以降ボーイ隊に上進する。ただし、小学校5年生を修了するまでのカブスカウトは、カブ隊に上進することができる。 ②小学校5年生となったカブスカウトは、上進準備のため上進章を着用して上進章課目を履修する。 ③上進章課目を履修するカブスカウトは、カブ隊とボーイ隊の指導者の協力により運営される上進章集会に参加する。	ビーバースカウト上進 ビーバースカウトは、小学校3年4月よりカブ隊に上進する。ただし、対応ができる団にあっては、当該学年の7ヶ月前より上進することができる。 カブスカウト上進 カブスカウトは、小学校6年生4月よりボーイ隊に上進する。ただし、対応ができる団にあっては、当該学年の7ヶ月前より上進することができる。 ②小学校5年生のカブスカウトは、ボーイ隊に上進する3ヶ月前より、月の輪チーフリングを着用して、カブ隊とボーイ隊の指導者の協力により、月の輪課目を履修する。 ③月の輪を履修するスカウトを月の輪スカウトと呼ぶ。	CSへの上進時期を小学3年生4月とする。 BSへの上進時期を小学6年生4月とする。 くまの課程に、月の輪課目を設置する。
3-45			

教育規程1-10改正に伴う関連規程およびCS部門プログラムの一部改正について(2月教育推進会議で承認、3月理事会へ報告)



条文	現行	改正	改正内容
3-61	<p>ボーイスカウト 入隊 対象年齢の少年は、随時、ボーイ隊に入隊して加盟登録することができる。</p> <p>②対象年齢の少年は、入隊条件を満たした後、入隊式において「ちかいい」をたて、ボーイスカウトとなる。</p> <p>③入隊条件は、次のとおりとする。 ①「ちかいい」と「おきて」が出来る。 ②三指の敬礼、左手の握手、スカウトサインが正しく出来る。 ④入隊の時期は、各団において定める。</p>	<p>ボーイスカウト 入隊 対象年齢の少年は、随時、ボーイ隊に入隊して加盟登録することができる。</p> <p>②対象年齢の少年は、ボーイ隊に入隊し、ボーイスカウトとなり、ボーイスカウトバッジを着用する。</p> <p>③ボーイスカウトバッジを着用したスカウトは初級課目を履修して「ちかいい」をたて、初級スカウトとなる。 ただし、月の輪課程を修了したカブスカウトは、入隊後、「ちかいい」をたて、初級章を着用し初級スカウトとなる。</p> <p>④入隊の時期は、各団において定める。</p>	<p>カブスカウトが月の輪の課程を修了してボーイ隊に上進した場合は、すぐに初級スカウトとなる。</p>
7-15	<p>ビーバースカウトの進歩 ビーバースカウトは、次の区分に従い、それぞれを履修する。 (1)入隊以降小学校1年生までの児童 ビーバー (2)小学校2年生の児童 ビッグビーバー ②ビーバースカウトは、進歩課目としての「木の葉章課目」を履修し、小枝章を得ることとし、細部については別に定める。</p>	<p>ビーバースカウトの進歩 ビーバースカウトは、次の区分に従い、それぞれを履修する。 (1)小学校1年生の児童 ビーバー (2)小学校2年生の児童 ビッグビーバー ②ビーバースカウトは、進歩課目としての「木の葉章課目」を履修し、小枝章を得ることとし、細部については別に定める。</p>	<p>ビーバーを小学1年生とする。</p>
7-19	<p>カブスカウトの進歩課程 カブスカウトは、次の区分に従い、それぞれの課程を履修する。 (1)小学校2年生9月からの少年 うさぎの課程 (2)小学校3年 9月からの少年 しかの課程 (3)小学校4年 9月からの少年 くまの課程 ②各課程の内容については、別に定める。</p>	<p>カブスカウトの進歩課程 カブスカウトは、次の区分に従い、それぞれの課程を履修する。 (1)小学校3年生の少年 うさぎの課程 (2)小学校4年生の少年 しかの課程 (3)小学校5年生の少年 くまの課程 ②各課程の内容については、別に定める。</p>	<p>各課程とも当該学年での取り組みとする。</p>
7-20	<p>ステップ章とクリア章 カブスカウトは、その課程の進級章としてステップ章を着用し、修得課目を履修した後は、その課程の進級章としてのステップ章の下に完修章であるクリア章を着用する。</p>	<p>進歩記章 カブスカウトは、その課程の修得課目を完成した後に、それぞれの課程の進歩記章を着用する。</p>	<p>ステップ章を完修章とし、履修後に着用とする。そのためクリア章は削除する。</p>



教育規程1-10改正に伴う関連規程およびCS部門プログラムの一部改正について(2月教育推進会議で承認、3月理事会へ報告)

条文	現行	改正	改正内容
7-25	<p>ボーイスカウトの進歩課程 ボーイスカウトは、次の区分に従い、それぞれの課目を履修し、所定の考查及び面接を経て進級する。 (1)ボーイスカウトの少年の履修課目 初級の課目 (2)初級スカウトの少年の履修課目 2級の課目 (3)2級スカウトの少年の履修課目 1級の課目 (4)1級スカウトの少年の履修課目 菊の課目 ②初級課目については、カブスカウトの上進章課目で履修する。 ③各課目と「選択課目」及び「技能章課目」との関係については、別に定める。</p>	<p>ボーイスカウトの進歩課程 ボーイスカウトは、次の区分に従い、それぞれの課目を履修し、所定の考查及び面接を経て進級する。 (1)ボーイスカウトの少年の履修課目 初級の課目 (2)初級スカウトの少年の履修課目 2級の課目 (3)2級スカウトの少年の履修課目 1級の課目 (4)1級スカウトの少年の履修課目 菊の課目 ②初級課目については、カブスカウトの月の輪課目で履修する。 ③各課目と「選択課目」及び「技能章課目」との関係については、別に定める。</p>	<p>上進章にかわり、月の輪課目を設置する。</p>
7-42	<p>進歩記章及び進級記章等の授与 ビーバースカウト、カブスカウト、1級スカウト以下のボーイスカウトに対する進歩記章及び進級記章の授与は、所属団において行う。 ②チャレンジ章、カブスカウトの上進章、各級スカウトに対するターゲットバッジ、マスターバッジ、マスタージャケット、技能章、ベンチャー章、プロジェクトバッジの授与は、所属団において行う。</p>	<p>進歩記章及び進級記章等の授与 ビーバースカウト、カブスカウト、1級スカウト以下のボーイスカウトに対する進歩記章及び進級記章の授与は、所属団において行う。 ②チャレンジ章、月の輪章、各級スカウトに対するターゲットバッジ、マスターバッジ、マスタージャケット、技能章、ベンチャー章、プロジェクトバッジの授与は、所属団において行う。</p>	<p>カブスカウトの上進章を廃止し、新たに月の輪章とした</p>
7-51	<p>くまの課程 くまの課程の修得課目は、次のとおりとする。 (1)信仰とたしなみ ア スマート (ア) 神(仏)をうやまう。 (イ) 制服を正しく身につける。 (ウ) 言葉づかいや動作がスマートにできる。 (2)健康と安全 ア 成長 (ア) 身長と体重について、2年生から今までの成長の様子をグラフで表す。 イ 事故への対応 (ア) 非常のときの消防署や警察署への連絡と避難の方法を知る。 ウ 救急 (ア) 鼻血、切りきず、やけどをしたときの手当てができる。 (3)技能と野外活動 ア 追跡</p>	<p>(1)～(4)は変更なし</p>	<p>くまの課程で、ボーイ隊の協力を得て、ハイキングとキャンプを実施する。 月の輪課目を設置する。</p>



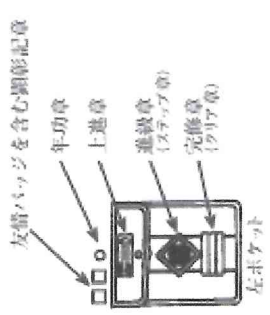
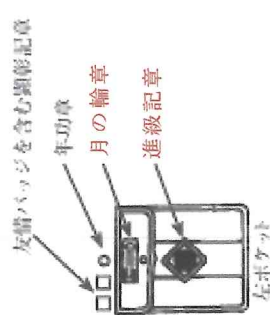
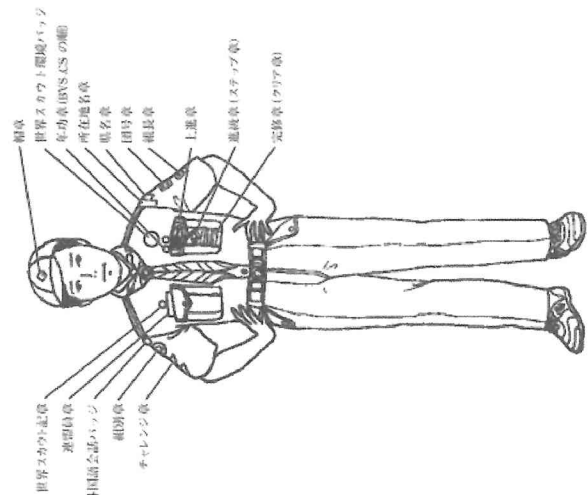
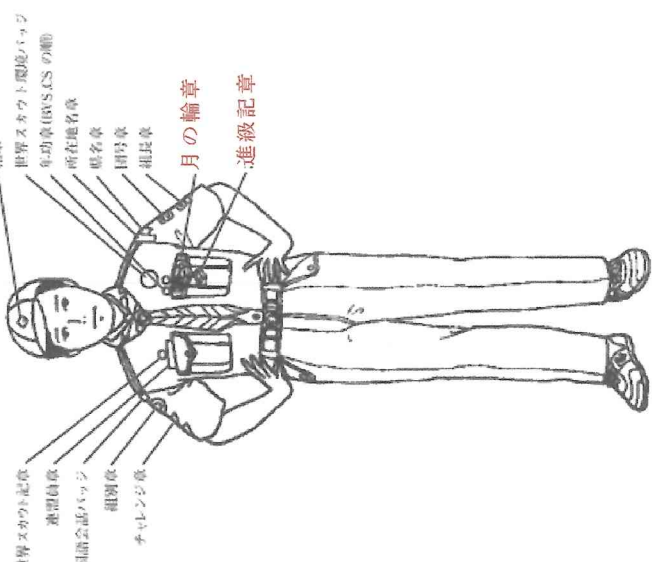
教育規程1-10改正に伴う関連規程およびCS部門プログラムの一部改正について(2月教育推進会議で承認、3月理事会へ報告)

条文	現行	改正	改正内容	
7-53	<p>(ア) 追跡サインを5つ以上知る。 イ なわ結び (ア) ロープを使って、ちぢめ結び、ねじ結び、張りつな結びができて、えび結びでロープをたばねることができる。 ウ 工作 (ア) いろいろな道具を使って、生活に役立つものか動く模型を作る。 エ 民話と脚本 (ア) 古くから伝わる民話から、集会で発表する劇のあらすじを作る。 オ 自然と生活 (ア) 空気、水などの自然から受ける意味について調べる。 カ 炊事 (ア) 家庭で米を研ぎ、炊飯をする。 キ 野外活動 (ア) キャンプに持って行く物の個人リストを作り自分で準備する。 (4) 社会生活 ア 日本の国旗 (ア) 集会などで国旗を掲揚柱に正しく揚げることができる。 イ 生活と環境 (ア) 自分の住んでいる地域で指定されたゴミの分別方法を知り、家庭で実行できる。 ウ 世界の国々 (ア) 5か国以上の外国の簡単なあいさつの言葉を覚えて使ってみる。 (イ) 日常生活の食べ物で、外国から輸入されているものを調べる。 エ 奉仕 (ア) 助け合い運動や募金活動に仲間と一緒に参加する。</p>	<p>左記に(5)以降を追記する。 (5) ハイキングとキャンプ ア ハイキング (ア) ボーイ隊のハイキングに1回以上参加する。 又は、選択課題(チャレンジ章)のハイカー(2-3)を修得する。 イ キャンプ (ア) ボーイ隊の隊キャンプに1泊以上参加する。 又は、選択課題(チャレンジ章)のキャンパー(2-4)を修得する。 (イ) くまスカウトのみのキャンプを1泊経験する。 (6) 月の輪課題 小学生5年生は、ボーイ隊に上進する3ヶ月前より履修する。 内容については、別に定める。</p>	<p>月の輪課題 カブスカウトの月の輪課題は、次のとおりとする。 (1) 小学生5年生は、ボーイ隊に上進する3ヶ月前より、ボーイスカウトの初級章課題を履修する。 (2) 月の輪の履修中のスカウトは、月の輪章と月の輪ネットカードリングを着用する。</p>	<p>上進章は廃止し、くまの課程に月の輪課題を設定する。</p>

教育規程1-10改正に伴う関連規程およびCS部門プログラムの一部改正について(2月教育推進会議で承認、3月理事会へ報告)

条文	現行	改正	改正内容
7-54	<p>ボーイスカウトの進級課題 初級</p> <p>入隊したボーイスカウトは、次の項目を修了した後、所定の手続きを経て、初級スカウトとなる。</p> <p>(1)スカウト精神</p> <p>ア 「ちかい」と「おきて」について隊長と話し合う。</p> <p>イ 「スカウト章」、「モットー」、「スローガン」の意味を説明できる。</p> <p>ウ 日本の国旗の正しい様式を知り、隊や班の活動で掲揚柱に掲揚する。</p> <p>(2)健康と発達</p> <p>ア 体温と脈はよく正しくはかることができる。</p> <p>(3)スカウト技能</p> <p>ア 自分の体や身近にあるものを用いて簡単な測定を行う。</p> <p>イ 隊や班で使う身ぶり信号(きをつけ・休め・注意・すわれ・わかれ)と集合隊形の各種サイン)、笛の合図、暗号を覚える。</p> <p>ウ 次のなわ結びを実際に行い、使いみちを知る。</p> <p>(ア) 本結び (イ) 一重つぎ (ウ) ふた結び (エ) もやい結び (オ) 8の字結び</p> <p>(4)社会生活</p> <p>ア 隊や班の活動などで行う社会奉仕活動に積極的に参加する。</p> <p>(5)入隊した後、隊や班の活動に進んで参加したことを、班長会議で認めてもらう。</p>	<p>ボーイスカウトの進級課題 初級</p> <p>入隊したボーイスカウトは、ボーイスカウトバッジを着用し、次の項目を履修した後、ちかいをたて、所定の手続きを経て、初級スカウトとなる。</p> <p>以下現行の(1)から(5)変更なし</p> <p>※(注)現在、月の輪課題との整合性を図るため、初級章課題の内容を精査している。関係機関の承認を得て、9月までに公示できるよう準備している。</p> <p>26年5月 教育推進会議での検討 全国県連盟コミッショナー会議での意見収集 全国スカウト教育会議での意見収集 8月 教育推進会議 承認 9月 公示 27年4月 施行</p>	<p>「ちかい」をたてること を追加 入隊式 →ちかいの式</p>
9-17	<p>装着</p> <p>記章及び標章は、所属する組織及び任務に基づいて正しく着用し なければならぬ。</p> <p>②ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウトは、2つ以上の進級記章を同時に着用することができない。</p> <p>③ローバースカウト及び指導者は、技能章を着用することができない。</p> <p>④ローバースカウトである指導者は、指導者としての制服、記章及び標章のほか、所属ローバー隊の標章を着用することができる。</p> <p>⑤記章及び標章の装着についての詳細は、別に定める。</p>	<p>装着</p> <p>記章及び標章は、所属する組織及び任務に基づいて正しく着用し なければならぬ。</p> <p>②ビーバースカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウトは、2つ以上の進級記章を同時に着用することができない。</p> <p>③ローバースカウト及び指導者は、技能章を着用することができない。</p> <p>④ローバースカウトである指導者は、指導者としての制服、記章及び標章のほか、所属ローバー隊の標章を着用することができる。</p> <p>⑤記章及び標章の装着についての詳細は、別に定める。</p>	<p>カブスカウトは、進級記章を同時に着用することができるようになるため、カブスカウトの記述を削除する。</p>

条文	現行	改正
	改正	改正内容

教育規程施行細則		
9-2-1	<p style="text-align: center;">制服及び記章、標章の着用 (3)カブスカウトの進級章と上進章と年功章</p> 	<p style="text-align: center;">制服及び記章、標章の着用 (3)カブスカウトの進級章と月の輪章と年功章</p> 
	<p style="text-align: center;">制服の着用基準 カブスカウトの正装</p>  <p style="text-align: right; font-size: small;">(長袖、半ズボンも着用することができる)</p>	<p style="text-align: center;">制服の着用基準 カブスカウトの正装</p>  <p style="text-align: right; font-size: small;">(長袖、半ズボンも着用することができる)</p>
		<p>当該学年の修得課目を完修後、その進級記章を着用する。 最大4つ(りす、うさぎ、しか、くま)着用することとなる。 ・完修章を削除</p> <p style="text-align: center;">月の輪章の着用 ・完修章の削除</p>

教育規程1-10改正に伴う関連規程およびCS部門プログラムの一部改正について(2月教育推進会議で承認、3月理事会へ報告)

条文




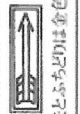





現行

改正





改正内容

9-6-1

カブスカウトの記章

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章	 枠及びくまの図案は紺色。耳、目、鼻、口部は白抜き	4×4cm	黄色	カプキャップ正面につける。
(2) りすバッジ	 ろーぷのふちどり、中央にりす。ロープ及びりすは金色。	直径7.5cmの円形	紺色	りす課程を修得中の少年の左胸中央につける。
(3) 進級記章	別表(9-6-2)に示す。			
(4) チェレンシ章	 (図は読書家)	5.0×3.5cm	黄色	6歳目までは、祖別章の下につける。ただし、5歳目以上の場合は、クヌギに着用できる。この場合は、右肩から左腕下にかける。
(5) 上進章	 矢とふちどりは金色	5.5×1.5cm	紺色	左ポケットのふたの中央部につける。
(6) 組長章	 黄色横線2本	3×4cm	濃紺色	左腕、団号章の下2cm
(7) 次長章	 黄色横線1本			
(8) 年功章	 星章の円内に、年数の文字を表わす。月の色は1年章緑色、2年章茶色、3年章空色、台座一黄色		1年章 金色 2年章 金色 3年章 銀色	左胸ポケットの上ふちに装着してつける。
(9) 世界スカウト記章	 直径4cm		紫色	連盟員章の中央上部に装着して縫いつける。
00 連盟員章	 1.5cm 7cm ボーン・スカウト日本連盟 紺の台地に黄文字			上着の右ポケット上部の中央に縫って縫いつける。

カブスカウトの記章

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章	 枠及びくまの図案は紺色。耳、目、鼻、口部は白抜き	4×4cm	黄色	カプキャップ正面につける。
(2) りすバッジ			赤色	
(3) 進級記章	別表(9-6-2)に示す。			
(4) チェレンシ章	 (図は読書家)	5.0×3.5cm	黄色	6歳目までは、祖別章の下につける。ただし、5歳目以上の場合は、クヌギに着用できる。この場合は、右肩から左腕下にかける。
(5) 月の輪章	 矢とふちどりは金色	5.5×1.5cm	紺色	左ポケットのふたの中央部につける。

りすバッジの変更
進級章と同じ様式とし、りすの道履修後に着用する

枠は白色、りすの図柄は黄色

3×3cm

りすの道履修後に、左胸ポケット中央部につける

上進章を月の輪章に変更

(6)~(10)は変更なし

教育規程1-10改正に伴う関連規程およびCS部門プログラムの一部改正について(2月教育推進会議承認) **3月**理事会へ報告)

条文








現行

改正


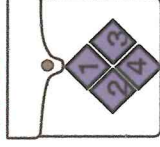


改正内容

9-6-2

進歩・進級記章

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
進級章(ステップ章)	うさぎ 	4×4cm	赤色	左胸ポケット、中央部に当該課程の記章を着用する。
	しか 			
	くま 			
カブスカウトの進級記章				
完修章(クリア章)	うさぎ 	5.5×0.5cm	白色	各課程の修得課目を完修後、左胸ポケットの進級章(ステップ章)の下にカブ隊在籍中着用する。 
	しか 		黄色	
	くま 		赤色	

進歩・進級記章

区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
カブスカウトの進級記章	うさぎ 	3m×3m	赤色	左胸ポケット、中央部に、該当学年に修得した記章を全て着用する。 
	しか 			
	くま 			

うさぎ、しか、くまを修得課目の完修したことによる進級記章とし、進級章(ステップ章)と完修章(クリア章)という表現は削除する

進級記章を完修章としたことにより、クリア章を削除する。
該当学年の修得課目を完修後、進歩記章を制服に着用する。
カブ隊に3年間所属したカブスカウトは、りす、うさぎ、しか、くまの進級記章を着用する。